

保発0923第1号
平成28年9月23日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について(通知)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和33年9月30日付保発第64号)により実施しているところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとおり改正し、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

(1) 初検料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の初検、往療及び再検に係る表中「1. 初検料 1,450円」を「1. 初検料 1,460円」に改める。

(2) 骨折の整復料及び後療料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の骨折に係る表中「1. 鎖骨 4,100円」を「1. 鎖骨 5,200円」に、「2. 肋骨 4,100円」を「2. 肋骨 5,200円」に、「3. 上腕骨 9,000円」を「3. 上腕骨 11,500円」に、「4. 前腕骨 9,000円」を「4. 前腕骨 11,500円」に、「5. 大腿骨 9,000円」を「5. 大腿骨 11,500円」に、「6. 下腿骨 9,000円」を「6. 下腿骨 11,500円」に、「7. 手根骨、足根骨 4,100円」を「7. 手根骨、足根骨 5,200円」に、「8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨 4,100円」を「8. 中手骨、中足骨、

指(手・足)骨 5, 200円」に、「後療料 630円」を「後療料 810円」に、「注2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は850円とする。」を「注2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1, 090円とする。」に改める。

(3) 不全骨折の固定料及び後療料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の不全骨折に係る表中「1. 鎖骨、胸骨、肋骨 3, 000円」を「1. 鎖骨、胸骨、肋骨 3, 800円」に、「2. 骨盤 7, 200円」を「2. 骨盤 9, 200円」に、「3. 上腕骨、前腕骨 5, 500円」を「3. 上腕骨、前腕骨 7, 000円」に、「4. 大腿骨 7, 200円」を「4. 大腿骨 9, 200円」に、「5. 下腿骨 5, 500円」を「5. 下腿骨 7, 000円」に、「6. 膝蓋骨 5, 500円」を「6. 膝蓋骨 7, 000円」に、「7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨 2, 800円」を「7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨 3, 600円」に、「後療料 530円」を「後療料 680円」に、「注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は750円とする。」を「注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。」に改める。

(4) 脱臼の整復料及び後療料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の脱臼に係る表中「1. 顎関節 1, 800円」を「1. 顎関節 2, 300円」に、「2. 肩関節 6, 200円」を「2. 肩関節 7, 900円」に、「3. 肘関節 2, 800円」を「3. 肘関節 3, 600円」に、「4. 股関節 7, 000円」を「4. 股関節 9, 000円」に、「5. 膝関節 2, 800円」を「5. 膝関節 3, 600円」に、「6. 手関節、足関節、指(手・足)関節 2, 800円」を「6. 手関節、足関節、指(手・足)関節 3, 600円」に、「後療料 530円」を「後療料 680円」に改める。

(5) 備考2. について

備考2. 中「80円」を「85円」に改める。

○柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 新旧対照表

新				旧			
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準				柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準			
初検、往療及び再検				初検、往療及び再検			
1. 初 検 料		<u>1,460 円</u>		1. 初 検 料		<u>1,450 円</u>	
2. 初検時相談支援料		50 円		2. 初検時相談支援料		50 円	
3. 往 療 料		1,860 円		3. 往 療 料		1,860 円	
4. 再 検 料		320 円		4. 再 検 料		320 円	
骨	折	整 復 料	後 療 料	骨	折	整 復 料	後 療 料
1. 鎖	骨	<u>5,200 円</u>	} <u>810 円</u>	1. 鎖	骨	<u>4,100 円</u>	} <u>630 円</u>
2. 肋	骨	<u>5,200 円</u>		2. 肋	骨	<u>4,100 円</u>	
3. 上 腕	骨	<u>11,500 円</u>		3. 上 腕	骨	<u>9,000 円</u>	
4. 前 腕	骨	<u>11,500 円</u>		4. 前 腕	骨	<u>9,000 円</u>	
5. 大 腿	骨	<u>11,500 円</u>		5. 大 腿	骨	<u>9,000 円</u>	
6. 下 腿	骨	<u>11,500 円</u>		6. 下 腿	骨	<u>9,000 円</u>	
7. 手根骨、足根骨		<u>5,200 円</u>		7. 手根骨、足根骨		<u>4,100 円</u>	
8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨		<u>5,200 円</u>		8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨		<u>4,100 円</u>	
注 1. 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。				注 1. 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。			
2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合の後療料は <u>1,090 円</u> とする。				2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合の後療料は <u>850 円</u> とする。			

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>3,800 円</u>	} <u>680 円</u>
2. 骨 盤	<u>9,200 円</u>	
3. 上腕骨、前腕骨	<u>7,000 円</u>	
4. 大 腿 骨	<u>9,200 円</u>	
5. 下 腿 骨	<u>7,000 円</u>	
6. 膝 蓋 骨	<u>7,000 円</u>	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>3,600 円</u>	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は 960 円 とする。

脱臼	整復料	後療料
1. 顎 関 節	<u>2,300 円</u>	} <u>680 円</u>
2. 肩 関 節	<u>7,900 円</u>	
3. 肘 関 節	<u>3,600 円</u>	
4. 股 関 節	<u>9,000 円</u>	
5. 膝 関 節	<u>3,600 円</u>	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>3,600 円</u>	

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>3,000 円</u>	} <u>530 円</u>
2. 骨 盤	<u>7,200 円</u>	
3. 上腕骨、前腕骨	<u>5,500 円</u>	
4. 大 腿 骨	<u>7,200 円</u>	
5. 下 腿 骨	<u>5,500 円</u>	
6. 膝 蓋 骨	<u>5,500 円</u>	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>2,800 円</u>	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は 750 円 とする。

脱臼	整復料	後療料
1. 顎 関 節	<u>1,800 円</u>	} <u>530 円</u>
2. 肩 関 節	<u>6,200 円</u>	
3. 肘 関 節	<u>2,800 円</u>	
4. 股 関 節	<u>7,000 円</u>	
5. 膝 関 節	<u>2,800 円</u>	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>2,800 円</u>	

備考1. (略)

2. 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあつては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあつては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき 85 円 を加算する。

4. ～7. (略)

備考1. (略)

2. 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあつては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあつては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき 80 円 を加算する。

4. ～7. (略)